

附置駐車施設の届出手続きについて

土木企画課

令和 8 年 4 月版

目 次

1	附置義務条例に基づく駐車場の設置及び届出の手続き	
(1)	手続きの流れ-----	1 ~ 2
(2)	届出時期-----	2
(3)	届出に必要な書類-----	2 ~ 3
(4)	附置駐車施設の設置基準-----	3 ~ 5
(5)	荷捌きのための駐車施設の設置基準-----	5 ~ 7
(6)	附置義務台数の緩和（低減措置）-----	7 ~ 8
(7)	附置義務駐車施設の台数の計算例-----	9 ~ 10
(8)	駐車施設の設置規模-----	11
(9)	長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の概要-----	12~13
(10)	注意事項-----	13

2 附置義務条例に基づく駐車場の廃止の手続き

(1)	手続きの流れ-----	14
(2)	届出時期-----	14
(3)	届出に必要な書類-----	14

■凡 例

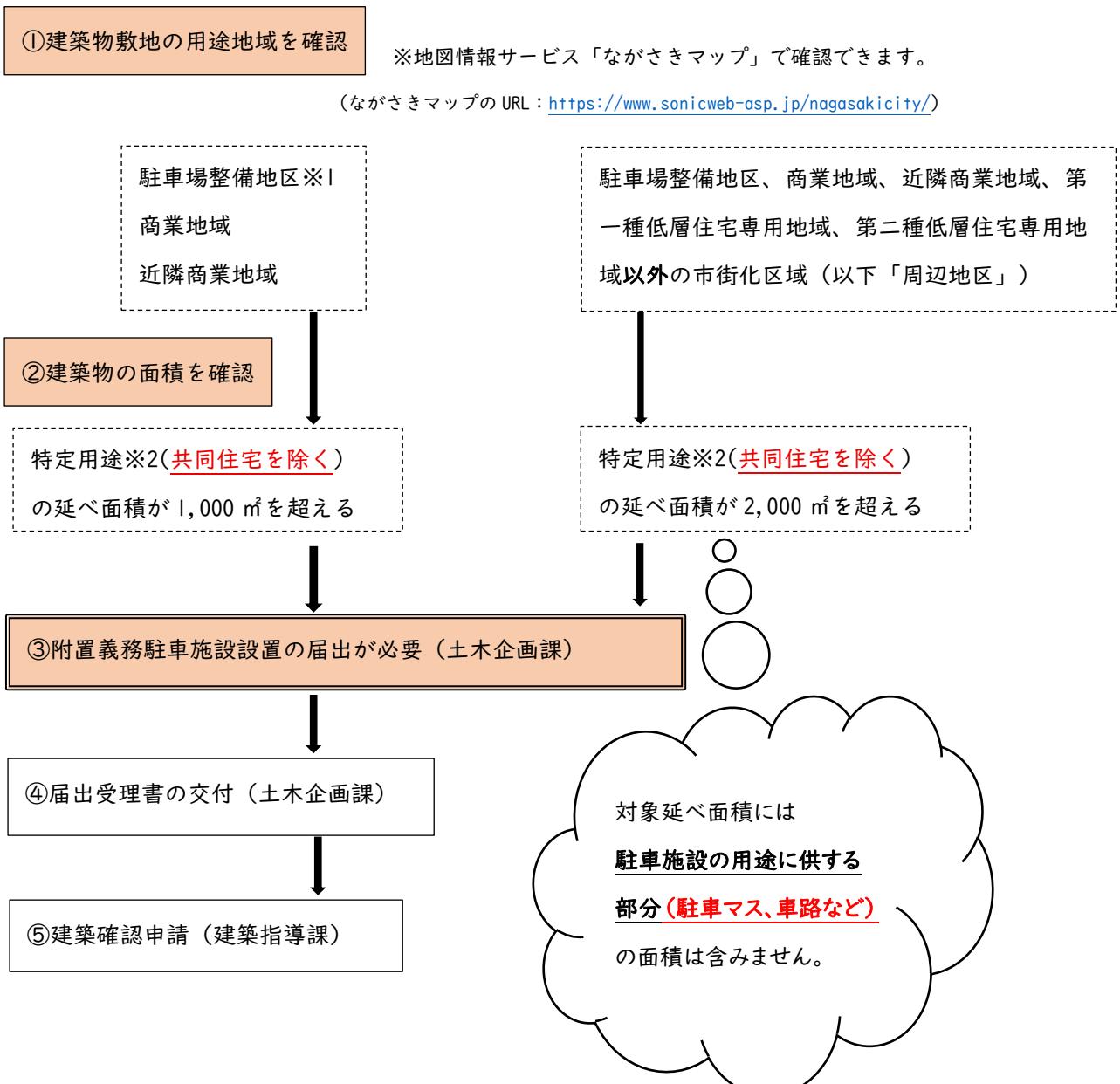
- ・ 条例-----長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成5年3月29日条例第4号）
- ・ 施行規則-----長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成5年3月31日規則第23号）

I 附置義務条例に基づく駐車場の設置及び届出の手続き

(1) 手続きの流れ

長崎市内で建築物を新築、増築や用途変更などを行うことで一定の要件を満たす場合、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（以下、附置義務条例という。）」に基づく駐車施設の設置が義務付けられ、駐車施設の設置（変更）の届出が必要となります。
附置義務条例に基づく届出が必要な場合は次のとおりです。

I 手続きの流れ



※1 駐車場整備地区・・・商業地域、近隣商業地域及びその周辺の地域で自動車が著しく輻輳する地区で、円滑な道路交通を確保する必要がある地区（341ha）を都市計画で定めています。

※2 特定用途・・・自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条で定められた次の用途をいいます。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅。

- ・一般公共の用に供する駐車場については、防犯カメラの設置などの防犯対策にご協力をお願いします。
- ・附置義務条例において、自転車及び二輪車の設置義務の規定はありませんが、路上駐輪防止などのため、駐輪場の確保についてもご協力をお願いします。
- ・機械式駐車場については、国土交通省の「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」に基づき安全確保と安全利用に努めてください。特に概ね1～3か月に1回の専門技術者による点検を徹底してください。

（2）届出時期

- ・設置（変更）の届出にあたっては、建築確認申請前に届ける必要があります。
- ・届出から受理書の発行までに、通常1～2週間の期間がかかります。

※手戻りが生じないよう、必要に応じ事前に相談していただくようお願いします。

（3）届出に必要な書類（次のア～ク及び参考資料を提出してください）

各種様式は及び台数算定表はHPからダウンロードができます。

- ア 附置駐車施設設置（変更）届出書（第1号様式）
 - イ 附置義務駐車施設の台数算定表（HPからダウンロード）
 - ウ 付近見取図
 - エ 配置図 スケール 1/200 以上
 - オ 各階平面図 スケール 1/200 以上
- （※駐車マスの寸法を明示、車いす等利用者用及び荷捌き用駐車マスの明示）
- カ 機械式駐車場の場合
 - （ア）仕様を示した図面
 - （イ）大臣認定書の写し

キ 敷地外で駐車場を確保する場合※

※建築物の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所に駐車施設の設置が可能です。

(ア) 附置駐車施設設置（変更）特例承認申請書（第4号様式）

(イ) 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設の所有者が異なるときは、附置駐車施設使用承諾書（第5号様式）

ク 「公共交通機関の利用促進策の取組み」による低減措置を行う場合（百貨店その他の店舗の用途は対象外）

(ア) 公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第7号様式）

(イ) 通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類
※1

(ウ) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、公共交通利用促進措置廃止届出書（第9号様式）

(エ) 公共交通利用促進措置報告書（第10号様式）※2

※1：通勤者とは、届出の建物内の従業員（正社員や契約社員、アルバイト・パート等の雇用契約を結んでいる者）を対象としています。また、設置（変更）の届出時に従業員の人数が確定していない場合は、計画している人数を記載した書類を提出してください。

※2：建築物が完成した年度より、毎年2月1日から3月31日までに提出してください。

届け出た内容を変更しようとするときは、ア及び当該変更に係る図書を添付して申請が必要です。（キの場合の変更は、（ア）が必要です）

«参考資料として次の資料も提出してください»

ア 求積図・求積表

イ 立面図

（4）附置駐車施設の設置基準

附置義務駐車施設設置の届出が必要な場合の駐車台数の算定方法は以下のとおりです。

なお、「附置義務駐車施設の台数算定表」に建物の面積等を入力することで算出できます。

「附置義務駐車施設の台数算定表」（Excelデータ）については、HPからダウンロードができます。

ア 附置義務台数の算定方法

(ア) 一般的な算定方法

建築物の各用途の延べ面積を基準値で除したそれぞれの合計（小数点以下は切り上げる。）の台数分の設置が必要です。

地区・地域	用途	基準値
駐車場整備地区	百貨店その他の店舗	150m ²
商業地域 近隣商業地域	その他の特定用途 (共同住宅を除く)	250m ²
周辺地区	特定用途(共同住宅を除く)	250m ²

(イ) 中小規模建築物に対する緩和措置

延べ面積が6,000m²未満の場合は緩和率を（ア）により算出される台数に乗じて得た台数（小数点以下は切り上げる。）分の設置が必要です。

地区・地域	緩和率
駐車場整備地区	$\frac{1,000 \times (6,000 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000}$
商業地域 近隣商業地域	$\frac{6,000 \times \text{特定用途(共同住宅を除く)} \text{の延べ面積} - 1,000 \times \text{建築物の延べ面積}}{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区	$\frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

(ウ) 事務所の用途に供する大規模建築物に対する遅減措置

延べ面積が10,000m²を超える事務所については、駐車施設附置義務台数算定のための延べ面積が遅減されます。

事務所の用途の延べ面積	遅減延べ面積
10,000 m ² まで	事務所床面積（以下「S」）のまま
10,000 m ² 超～ 50,000 m ² まで	$10,000 + (S - 10,000) \times 0.7$
50,000 m ² 超～ 100,000 m ² まで	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + (S - 50,000) \times 0.6$
100,000 m ² 超	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + 50,000 \times 0.6 + (S - 100,000) \times 0.5$

イ 増築、用途変更の場合

(ア) 対象となる建築物

増築、用途変更により、当該増築または用途変更後の建築物が「I 手続きの流れ」の条件を満たすものが対象となります。

(イ) 附置義務台数の算定方法

増改築、用途変更後の建築物を新築とみなして 算定した駐車施設の附置義務台数	A
増改築、用途変更前の延べ面積を対象として算 定した駐車施設の附置義務台数	B
すでに設置されている駐車施設の台数	C

a $B \geq C$ の場合

新たに附置しなければならない駐車施設の台数 $A - B$

b $B < C$ の場合

新たに附置しなければならない駐車施設の台数 $A - C$

※届け出た内容を変更しようとするときは、附置駐車施設設置（変更）届出書（第I号様式）及び当該変更に係る図書を添付して申請が必要です。

(5) 荷捌きのための駐車施設の設置基準

ア 新築の場合

(ア) 対象となる建築物とその規模

以下の条件を満たす場合は、荷捌きのための駐車施設の設置が必要です。

(ただし、敷地面積が1,000m²未満の場合は対象外)

a 駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

⇒特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の延べ面積が2,000 m²を超える

b 周辺地区の場合

⇒特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の延べ面積が3,000 m²を超える

(イ) 附置義務台数の算定方法

a 一般的な算定方法

建築物の各用途の延べ面積を基準値で除したそれぞれの合計（小数点以下は切り上げる。）の台数分の荷捌き用駐車施設の設置が必要です。

地区・地域	用途	基準値
駐車場整備地区 商業地域	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3, 000 m ²
	事務所の用途に供する部分	5, 000 m ²
	倉庫の用途に供する部分	1, 500 m ²
近隣商業地域	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び <u>共同住宅</u> を除く）に供する部分	4, 000 m ²
周辺地区	特定用途（ <u>共同住宅を除く</u> ）に供する部分	5, 000 m ²

b 中小規模建物に対する緩和措置

延べ面積が6, 000 m²未満の場合は緩和率を（イ）aにより算出される台数に乗じて得た台数（小数点以下は切り上げる。）分の荷捌き用駐車施設の設置が必要です。

基準値	緩和率
6,000 m ² 未満	$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

c 事務所の用途に供する大規模建築物に対する遞減措置

延べ面積が10,000 m²を超える事務所については、駐車施設附置義務台数算定のための延べ面積が遞減されます。

事務所の用途の延べ面積	遞減延べ面積
10,000 m ² まで	事務所床面積（以下「S」）のまま
10,000 m ² 超～ 50,000 m ² まで	$10,000 + (S - 10,000) \times 0.7$
50,000 m ² 超～ 100,000 m ² まで	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + (S - 50,000) \times 0.6$
100,000 m ² 超	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + 50,000 \times 0.6 + (S - 100,000) \times 0.5$

イ 増築、用途変更の場合

(ア) 対象となる建築物

新築の場合と同様にア（ア）の地区・区域内において、増築、用途変更により、当該増築または用途変更後の建築物がア（ア）の条件を満たすものが対象となります。

(イ) 附置義務台数の算定方法

増改築、用途変更後の建築物を新築とみなして 算定した荷捌き用駐車施設の附置義務台数	A
増改築、用途変更前の延べ面積を対象として算 定した荷捌き用駐車施設の附置義務台数	B
すでに設置されている荷捌き用駐車施設の台数	C

a $B \geq C$ の場合

新たに附置しなければならない荷捌き用駐車施設の台数 A - B

b $B < C$ の場合

新たに附置しなければならない荷捌き用駐車施設の台数 A - C

(6) 附置義務台数の緩和（低減措置）（百貨店その他の店舗の用途は除く）

ア 公共交通機関の利用促進策の取り組みを行う場合

従業員の自家用車通勤の抑制策の取り組みを実施する場合は、附置義務台数施設の台数を低減します。

公共交通利用促進措置		低減措置(低減台数)
従業員に対する公共 交通利用の促進	自家用車等での通勤割合が 20%以下	附置義務台数 × 20%
	自家用車等での通勤割合が 30%以下	附置義務台数 × 10%

※当該規定の適用（変更を含む）を受けるには、あらかじめ、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第7号様式）に通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類（以下、「公共交通利用促進計画」という。）を添付して申請が必要です。

また、継続して低減措置を受けるには、建築物が完成した年度より、毎年2月1日から3月31日までに公共交通利用促進措置報告書（第10号様式）に公共交通利用促進計画を添付して提出が必要です。

イ 都市再生緊急整備地域内の場合

都市再生緊急整備地域※（令和2年9月指定）において、建築物を新設等する場合には、附置義務駐車施設の台数を低減します。

※都市再生緊急整備地域の範囲は長崎市ホームページで確認できます。

(URL) <https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/668300/p032665.html>

【低減措置台数（低減台数）】

●低減台数＝附置義務台数×10%

ウ 二輪車等駐車場施設を設置する場合

二輪車等駐車場施設（自転車含む）を建物内又は敷地内に設置する場合は、附置義務駐車施設の台数を低減します。

【低減措置台数（低減台数）】

●二輪車等駐車場 5台設置につき附置義務台数を1台低減

※二輪車等駐車場の規模が1台につき幅0.8メートル以上、奥行1.9メートル以上のものに限る。

(7) 附置義務駐車施設の台数の計算例

ア 延べ面積 4,500 m²の事務所ビル（駐車場整備地区）の場合

附置義務台数 17 台（うち荷捌き駐車台数 1 台）

●駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2/\text{台} = 18.00 \text{ 台} \cdots \cdots ①$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$1,000 \times (6,000 - 4,500)$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - 4,500)}{6,000 \times 4,500 - 1,000 \times 4,500} = 0.93 \cdots \cdots ②$$

$$① \times ② = 18.00 \times 0.93 = 16.7 \rightarrow 17 \text{ 台} (\text{切り上げ})$$

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2/\text{台} = 0.90 \text{ 台} \cdots \cdots ①$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$6,000 - 4,500$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 - 4,500}{2 \times 4,500} = 0.83 \cdots \cdots ②$$

$$① \times ② = 0.90 \times 0.83 = 0.75 \rightarrow 1 \text{ 台} (\text{切り上げ})$$

イ 延べ面積 4,500 m²の事務所ビル（駐車場整備地区）で以下の低減措置を講じた場合

（低減措置 A）自家用車等での通勤割合が 20%以下

（低減措置 B）都市再生緊急整備地域内である

（低減措置 C）二輪車等駐車場を 5 台設置する

附置義務台数 12 台（うち荷捌き駐車台数 1 台）

●駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2/\text{台} = 18.00 \text{ 台} \cdots \cdots ①$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$1,000 \times (6,000 - 4,500)$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - 4,500)}{6,000 \times 4,500 - 1,000 \times 4,500} = 0.93 \cdots \cdots ②$$

$$① \times ② = 18.00 \times 0.93 = 16.7 \rightarrow 17 \text{ 台} (\text{切り上げ})$$

低減措置 A = 17 台 × 20% = 3.4 → 3 台（切り捨て）

低減措置 B = 17 台 × 10% = 1.7 → 1 台（切り捨て）

低減措置 C = 1 台

附置義務台数 = 17 台 - 5 台 = 12 台

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2/\text{台} = 0.90 \text{ 台} \cdots \cdots ①$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$6,000 - 4,500$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 - 4,500}{2 \times 4,500} = 0.83 \cdots \cdots ②$$

$$① \times ② = 0.90 \times 0.83 = 0.75 \rightarrow 1 \text{ 台} (\text{切り上げ})$$

ウ 延べ面積 15,000 m²の商業ビル（駐車場整備地区）の場合

附置義務台数 100 台（うち荷捌き駐車台数 5 台）

●駐車施設の附置

$$15,000 \text{ m}^2 \div 150 \text{ m}^2/\text{台} = 100 \text{ 台}$$

○荷捌きの駐車施設の附置

$$15,000 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ m}^2/\text{台} = 5 \text{ 台}$$

エ 延べ面積 18,000 m²の商業ビル（周辺地区）の場合

附置義務台数 72 台（うち荷捌き駐車台数 4 台）

●駐車施設の附置

$$18,000 \div 250 \text{ m}^2/\text{台} = 72 \text{ 台}$$

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$18,000 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2/\text{台} = 3.6 \rightarrow 4 \text{ 台} (\text{切り上げ})$$

(8) 駐車施設の設置規模

- ア 一般的な乗用車のための駐車ますは 1 台当たり $2.3m \times 5.0m$ 以上の大きさとし、設置台数は条例で定める附置義務台数以上としてください。
- イ 車いすを使用する方などのための駐車ますは 1 台当たり $3.5m \times 5.0m$ 以上の大きさとし、附置義務対象のすべての建築物に 1 台以上設置してください。
- ウ 荷捌き用の駐車ますは 1 台当たり $3.0m \times 7.7m$ 以上の大きさ、はり下の高さ $3.0m$ 以上とし、設置台数は条例で定められる附置義務台数以上としてください。
- エ 車いす利用者等用及び荷捌き用の附置義務台数は附置義務駐車施設の台数に含まれます。

(9) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の概要

地区	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域		周辺地区
建築物の種別	百貨店その他の店舗の用途	その他の特定用途 <u>(共同住宅を除く)</u>	特定用途 <u>(共同住宅を除く)</u>
駐車施設の設置が義務付けられる建築物の延べ面積	1,000m ² を超える	1,000m ² を超える	2,000m ² を超える
設置基準	150m ² に1台	250m ² に1台	250m ² に1台
中小規模建築物に対する緩和措置 (6,000m ² 未満)	I- 1,000×(6,000-建築物の延べ面積) 6,000×特定用途(<u>共同住宅を除く</u>) の延べ面積-1,000×建築物の延べ面積	I- 2×建築物の 延べ面積	6,000-建築物 の延べ面積
附置義務台数の緩和 (低減措置)	なし	①公共交通機関の利用促進策の取組 ・自家用車等での通勤割合が20%以下 →附置義務台数×20%を低減 ②都市再生緊急整備地域内 ・附置義務台数×10%を低減 ③二輪車等駐車場の設置 ・二輪車等駐車場5台設置につき附置義務台数を1台低減	
荷捌きのための駐車場の設置が義務付けられる建築物の延べ面積	2,000m ² を超える	3,000m ² を超える	ただし、敷地面積1,000m ² 未満は除く
荷捌きのための駐車場施設の設置基準	・百貨店その他の店舗 3,000m ² に1台 ・事務所 5,000m ² に1台 ・倉庫 1,500m ² に1台 ・上記の用途以外 4,000m ² に1台	5,000m ² に1台	

地区	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	周辺地区
中小規模建築物に対する荷捌きのための駐車施設の緩和措置 (6,000m ² 未満)	6,000—建築物の延べ面積 I- _____ 2 × 建築物の延べ面積	6,000—建築物の延べ面積 I- _____ 建築物の延べ面積
大規模建築物に対する緩和措置	事務所の用途に供する建築物に限り一部緩和 10,000m ² 超 50,000m ² まで 床面積 30%免除 50,000m ² 超 100,000m ² まで 床面積 40%免除 100,000m ² 超 床面積 50%免除	
I台あたりの駐車マスの面積	① 一般的な乗用車のための駐車マス 2.3m×5.0m以上 ② 車いす利用者等のための駐車マス 3.5m×5.0m以上 ③ 荷捌きのための駐車施設 3.0m×7.7m以上 はり下の高さ 3.0m以上	
車いす使用者等の駐車施設の設置義務	建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも1台以上については、当該駐車施設に通ずる歩行者等の出入口からの距離ができるだけ近くなる位置に設置する。	
※条例で算出された駐車場の附置義務台数は、車いすを利用する方などの駐車施設及び荷捌きのための駐車施設の台数含む		
※特定用途：自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条で定められた用途をいう。（百貨店その他の店舗、事務所、病院、ホテル、工場など）		

(10) 注意事項

自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場を建築する場合は、原則として、駐車場法施行令の技術的基準を満足させる必要があります。

詳しくは、「路外駐車場設置（変更）届出の手続きについて」の「I 路外駐車場設置（変更）届出の手続き・（4）路外駐車場の構造及び設備の適合の確認」をご参照ください。

さらに、500 m²以上の路外駐車場で、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法の規定による届出が義務づけられています。

詳しくは、「路外駐車場設置（変更）届出の手続きについて」をご参照ください。

2 附置義務条例に基づく駐車場の廃止の手続き

(1) 手続きの流れ

附置駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、「附置駐車施設廃止届出書」の提出が必要となります。

(2) 届出時期

- ・廃止後10日以内に届ける必要があります。

(3) 届出に必要な書類

- ア 附置駐車施設廃止届出書（第3号様式）